

第1 植物検疫くん蚕における危害防止対策要綱の一部を次のように改正する。

1 第292の(3)のイ中「10ppm。」の次に「燐化水素の場合においては、0.3ppm以下同じ。」を加える。

2 第391の(6)の次に(7)として次のように加える。

(7) 燐化アルミニウムくん蚕の場合は、(1)から(6)(6)のイ、ウ、ロを除く。)と定むるものほか、次の各条件に適合すると植物防疫所長の認める防除業者により当該くん蚕が実施されること。

ア 毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号)第28条第1項のロの規定に基づき都道府県知事の指定を受けた者であること。

イ 燐化アルミニウムくん蚕についての十分な経験と技術を有する者であること。ただし、当分の間は、臭化メチルによるはしけくん蚕、カイロくん蚕又は倉庫くん蚕についての十分な経験と技術を有する者として植物防疫所長の認める者を含むものとする。

ウ 検疫くん蚕専門講習において、燐化アルミニウムくん蚕の専門課程も修了した植物検疫くん蚕作業主任者を設置している者であること。

エ 隔離式燐化水素用防毒マスク(面体は全面型に限る)、空気呼吸器及びガス検定器(北沢式又はドラガー式)等が十分に整備されている者であること。

3 第392の(4)の次に(5)として次のように加える。

(5) 燐化アルミニウムくん煙を実施する場合には、(1)、(2) (ア及びウを除く。)、(3) 及び(4) (アを除く。)に定めるもののほか、以下に掲げる事項を完全に実施すること。

なお、各事項末尾の〔 〕内は、当該注意事項遵守についての責任者とする。

ア くん煙作業に従事する者は、必ず隔離式 燐化水素用防毒マスク（面体は全形型に限る。）を着用し、また手袋（乾いていゝものに限る。）を使用すること。〔植物検疫くん煙作業責任者〕

イ 開缶後容器中の燐化アルミニウム剤は、当該くん煙場所で全量を投棄すること。〔植物検疫くん煙作業責任者〕

ウ 投棄後の燐化アルミニウム剤の容器は、その数と当該薬剤が残っていないことを確認して必ず安全に処理すること。〔植物検疫くん煙作業責任者〕

エ 袋詰め穀類等のくん煙の場合は、ガス開放後、当該薬剤の残渣粉末を集めて必ず安全に処理すること。なお、この場合に残渣粉末を吸入しないようにすること。〔植物検疫くん煙作業責任者〕

オ くん煙に使用した器具類は、使用のつと危険のないよう必ず安全に処理すること。〔植物検疫くん煙作業責任者〕

4 第49/3 (1) の次に(7)として次のように加える。

(7) 燐化アルミニウムくん煙の場合は、(1)、(3) 及び(6)に定めるもののほか、次の各条件に適合すると植物防疫所長（支・出張所長を含む。）の認める者により当該くん煙が実施されること。

ア 毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）第28条第1号のロの規定に

基つき都道府県知事の指定を受けた者であること。

イ 燻化アルミニウムくん蒸について十分な経験と技術を有する者であること。ただし、当分の間は、臭化メチルによるばいじん蒸、サイロくん蒸又は倉庫くん蒸について十分な経験と技術を有する者として植物防疫所長（支出張所長を含む。）の認める者を含むとする。

ウ 検疫くん蒸専門講習において、燻化アルミニウムくん蒸の専門課程を修了した植物検疫くん蒸作業主任者を設置している者であること。

エ 隔離式燻化水素用防毒マスク（面体は全面型に限る）、空気呼吸器及びガス検定器（北川式又はドレーガー式）等が十分整備されている者であること。

5 第4929(4)の次に(5)として次のように加える。

(5) 燻化アルミニウムくん蒸を実施する場合には、(1)、(2)（イを除く）、(3) 及び(4)（アを除く。）に定めるもののほか、以下に掲げる事項を完全に実施すること。

なお、各事項末尾の「 」内は当該注意事項遵守についての責任者とする。

ア くん蒸作業に従事する者は、必ず隔離式燻化水素用防毒マスク（面体は全面型に限る。）を着用し、また手袋（乾いているものに限る。）を使用すること。〔植物検疫くん蒸作業主任者〕

イ 関係した各品中の燻化アルミニウム剤は、当該くん蒸場所の全量を投与すること。〔植物検疫くん蒸作業主任者〕

ウ 投薬後の燐化アルミニウム剤の容器は、残数と当該薬剤が残っていることを確認して、必ず安全に処理すること。〔植物防疫くん莖作業主任者〕

エ くん莖に使用した器具類は、使用のつと危険のないよう必ず安全に処理すること。〔植物防疫くん莖作業主任者〕

6 第5の3中「臭化メチルくん莖」の次に「及び燐化アルミニウムくん莖」を、(3)の次に(4)として次のように加える。

(4) 袋詰め穀類等の燐化アルミニウムくん莖の場合は、ガス開放後、当該薬剤の残渣粉末を集めて必ず安全に処理すること。なお、この場合に残渣粉末を吸入しないようにすること。〔植物防疫くん莖作業主任者〕

7 第6の1の(1)中「植物防疫法施行規則第6条第2項第3号」を「植物防疫法施行規則第6条第2項第2号」に改める。

8 第6の次に第7として次のように加える。

第7 事故時の対策

ア、死亡、中毒、薬傷等の事故が発生した場合には、以下に掲げる事項を完全に実施すること。

なお、各事項末尾の〔 〕内は、当該事項遵守についての責任者とする。

- 1 直ちに植物防疫所長(支出張所長を含む。)にその旨通報すこと。〔植物防疫くん養作業
主任者及びくん養者〕
- 2 早急に当該事故の原因について調査し、その結果を植物防疫所長に報告すこと。〔くん養
者〕
- 3 事故の再発を防止するため、植物防疫所長の指導に従った改善措置を講じ、その実施状況
を植物防疫所長に報告すこと。〔くん養者〕

第2



第3



第4

